

# I S O国内審議委員会運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人情報科学技術協会（以下「INFOSTA」という。）が国際標準化機構のTC 37およびTC 46に対応する国内審議団体として、日本産業標準調査会（以下、JISCという。）という。）の承認を受けて設置するI S O / T C 37国内審議委員会およびI S O / T C 46国内審議委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 INFOSTAに、各専門委員会（TC：Technical Committee）別に委員会（専門委員会）を置く。必要に応じて各分科委員会（SC：Subcommittee）別に委員会（分科委員会）を置く。

## (任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) TC 37またはTC 46の国際標準化活動に対する国内の対処方針案（原案作成を含む）の検討・作成およびJISCへの提出等
- (2) TC 37またはTC 46の国際標準化活動に関与する日本代表委員、エキスパートの決定
- (3) TC 37またはTC 46の国際標準化に必要な調査、検討、調整等

## (組織)

第4条 委員会は、TC 37またはTC 46の標準化に関係する次に掲げるもの、および機関の代表から委員長（分科委員会は委員長または主査、以下同）が指名する委員をもって組織する。なお委員は一組織一人を原則とするが、関係省庁、学識経験者については必要に応じて複数人の参加を認める。

- (1) 関係省庁
- (2) 国内標準化団体
- (3) 学識経験者
- (4) 産業界（製造業者、使用者、流通業者、分析業者、サービス業者、関連業者、関連団体等）

産業界からの委員は、原則としてINFOSTAに設置されているI S O国内審議委員会の「規格賛助員」または「規格準賛助員」が推薦する者とする。

- (5) その他利害関係者（消費者他）

なお各分科委員会から各専門委員会への参加は、各分科委員会の代表者とする。

- 2 各専門委員会に委員長を置き、INFOSTAの会長が委任する。分科委員会の委員長または主査は各専門委員会の委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長または主査は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員会は、必要に応じて副委員長をおくことができる。
- 5 副委員長は、委員長が指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 委員は、やむを得ない場合は、当該委員が適当と認める者に代理させることができる。この場合において当該委員は、委任状を委員長または主査に提出しなければならない。

## (委員の任期等)

第5条 委員の任期は原則3年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(アドバイザー：関連規格制定経験者等)

第6条 委員会にはアドバイザーを置くことができる。

2 委員長または主査は、必要に応じて関連規格制定の経験等を有する者等をアドバイザーとして指名することができる。

3 アドバイザーの任期は委員の任期の例による。

4 アドバイザーは、必要に応じて該当会議に出席し、意見を述べることができる。

(オブザーバー)

第7条 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 委員長または主査は、必要に応じて関連規格制定の経験等を有する者をオブザーバーとして指名することができる。

3 委員は、必要に応じて知識を有する者をオブザーバーとして指名することができる。

4 オブザーバーの任期は委員の任期の例による。

5 オブザーバーは、該当会議に出席することができ、議長の指名により意見を述べるができる。

(開催)

第8条 委員会は、委員の過半数の請求があったとき、その他委員長または主査が必要と認める場合に招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席または委任状がなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 委員長または主査は、必要があると認めるときは、委員会に知識を有する者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことが出来る。

(議決)

第9条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長または主査の決するところによる。

(ワーキンググループの設置)

第10条 委員会は、個別の検討課題ごとにワーキンググループをおくことができる。

2 ワーキンググループの委員長または主査は、各専門委員会の委員の中から委員長の指名した者とする。

3 ワーキンググループの委員およびオブザーバーの選定、任期等については委員会の規程に準ずる。

4 ワーキンググループから各分科委員会あるいは各専門委員会への参加は、ワーキンググループの代表者とする。

(事務局)

第11条 各委員会およびワーキンググループの事務は、INFOSTAが行う。

(資料の取り扱い)

第12条 配布された資料、メール等の扱い等については ISO/IEC 専門業務用指針 (ISO/IEC Directives) の原則に従う。

#### 附則

1. この規程の改訂は理事会にて行う。
2. この規程は2018年3月27日の理事会にて承認され、2018年(平成30年)4月1日から適用する。
3. この規程は2019年3月26日の理事会にて改訂され、2019年(平成31年)4月1日から適用する。
4. この規程は2019年5月15日の理事会にて改訂され、2019年(平成31年)5月16日から適用する。
5. この規程は2022年5月24日の理事会にて改定され、2022年(令和4年)5月25日から適用する。

